

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改正案	現行
<p>（その他資産流動化計画記載事項）</p> <p>第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、<u>同項第二号</u>ハに該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨</p> <p>四〇十二 （略）</p>	<p>（その他資産流動化計画記載事項）</p> <p>第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、<u>同項第二号</u>ロに該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨</p> <p>四〇十二 （略）</p>